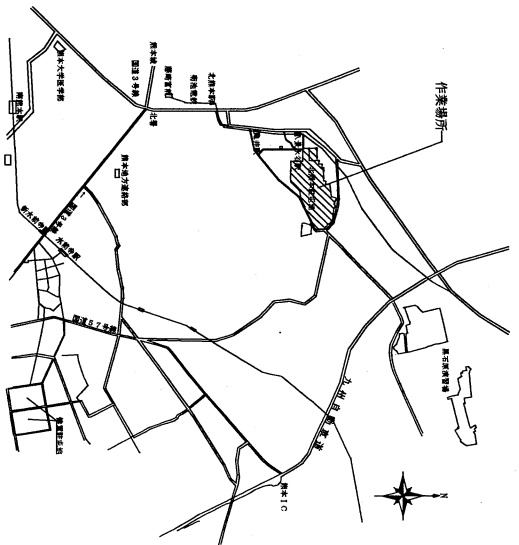


北熊本(R7)仮設足場リース

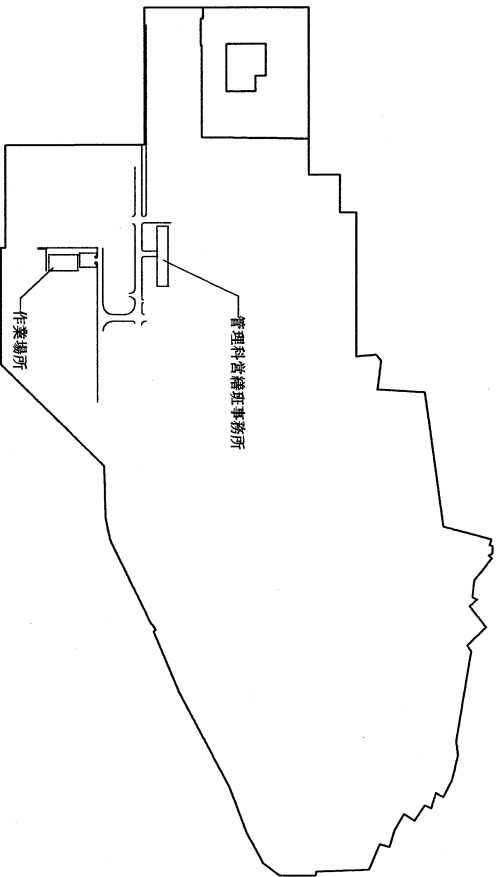
件名	北熊本(R7)仮設足場リース					縮尺	—
図名	表紙	図番			1/4		
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画主任	木工係長	管財主任		設計者
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊管理科営繕班							令和7年3月28日

仕 様 書

- 1 件 名：北熊本(R7)仮設足場リース
- 2 作業場所：熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号 陸上自衛隊北熊本駐屯地
- 3 履行期間：契約締結日～令和7年8月8日まで
- 4 概 要：667号建物(第2体育館)～屋根塗装用仮設足場を設置する。
- 5 一般事項
 - (1) 本仕様書については、「仮設足場リース」に適用する。
 - (2) 作業時期及び実施工程等は、事前に監督官と打ち合わせを実施するものとする。
 - (3) 本作業の写真は、着手前・作業中・完了後及び監督官の指示する箇所を撮影し、A4判写真帳に整理後、一部監督官に提出するものとする。
 - (4) 作業に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、受注者の負担において速やかに原形に復旧するものとする。
 - (5) 作業中は安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官に報告することとする。
 - (6) 本仕様書及び作業に際し、疑義等が生じた場合は、監督官と協議の上実施するものとする。
 - (7) 本作業では、原則として駐屯地の用水及び電力は使用できない。使用する場合は監督官等の許可を得て使用し、受注者側で仮設メーターを設けたうえで、使用料を全額負担するものとする。
 - (8) 受注者は、毎日作業終了後に現場の整理整頓及び清掃を実施することとする。
 - (9) 受注者は、自衛隊敷地内への立入り及び敷地内での行動については、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむをえず作業場所以外への立入りを必要とする場合は、監督官の許可を得るものとする。
 - (10) 監督官の示す書類は、速やかに提出するものとする。
- 6 特記事項
 - (1) 本作業で使用する足場は、くさび緊結足場もしくは枠組足場とするものとする。(メッシュシート含む)
 - (2) 昇降用には昇降階段を設置する(2か所)ほか、手すり・さん・幅木の墜落防止を考慮したものとする。
 - (3) 手すりについては、単管をバラベツトに固定し横方向へ2段設置するものとする。
 - (4) 転落防止のため、屋根部分に緊張器等を用いた横ロープを2.0本程度敷けるものとする。
 - (5) 足場撤去後、アソビ跡をモルタル補修、タフチアソビ塗装し原型に復旧させるものとする。
 - (6) 仮設足場の設置・使用・撤去の期間については以下のとおりとする。
 - ・設置期間：契約締結日～令和7年5月11日まで
 - ・使用期間：令和7年5月12日～令和7年7月27日まで
 - ・撤去期間：令和7年7月28日～令和7年8月8日まで

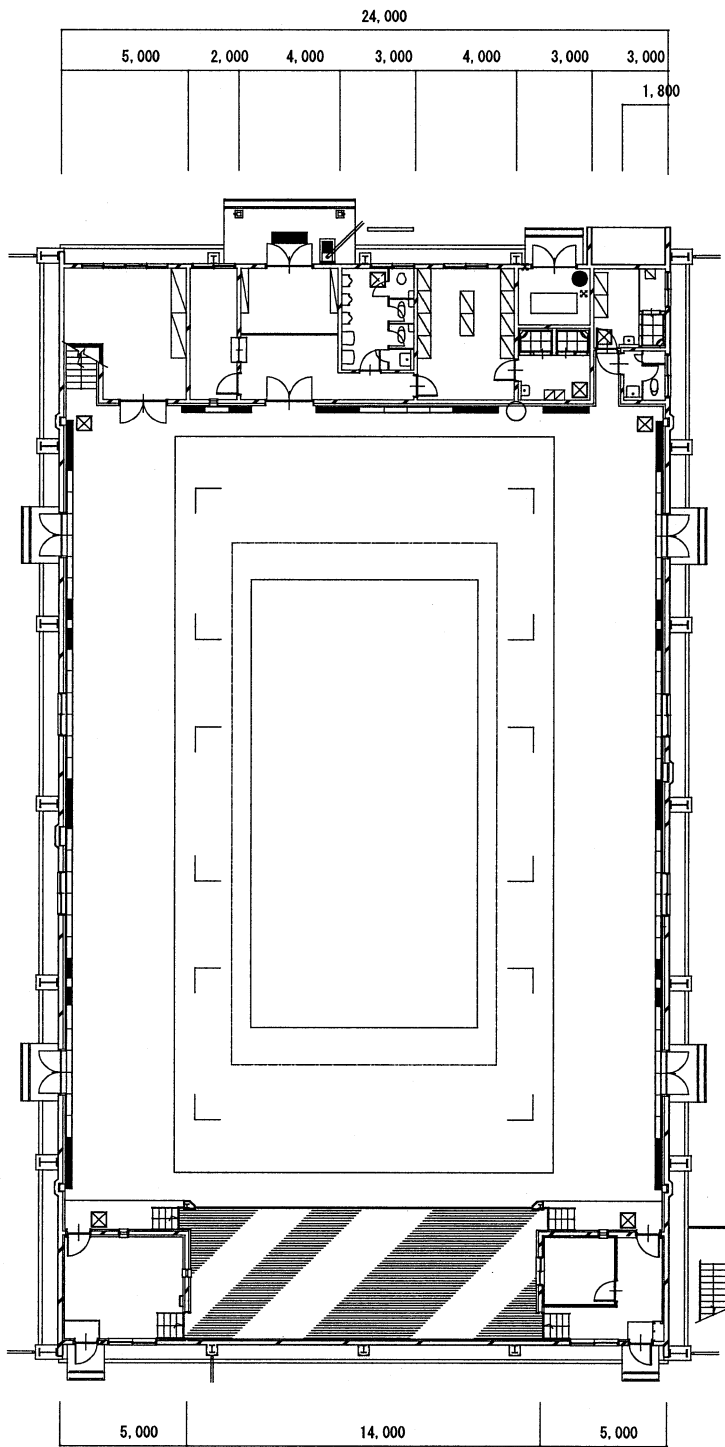


北熊本駐屯地案内図 S=1/100,000



北熊本駐屯地配置図 S=1/10,000

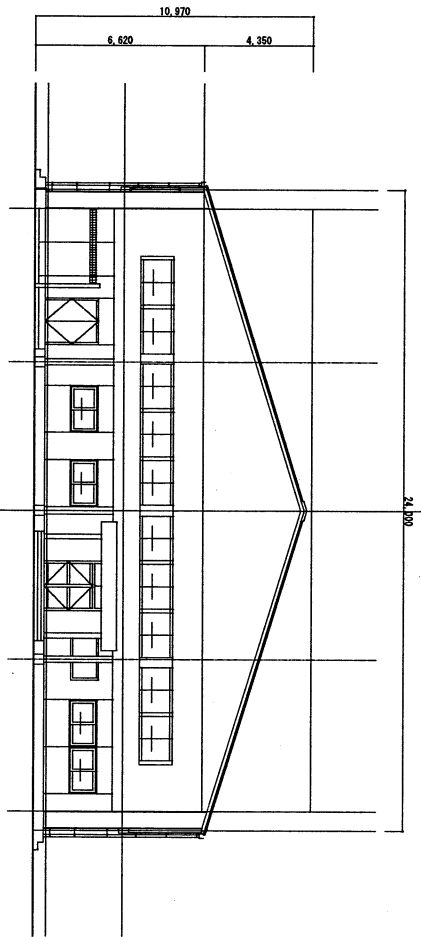
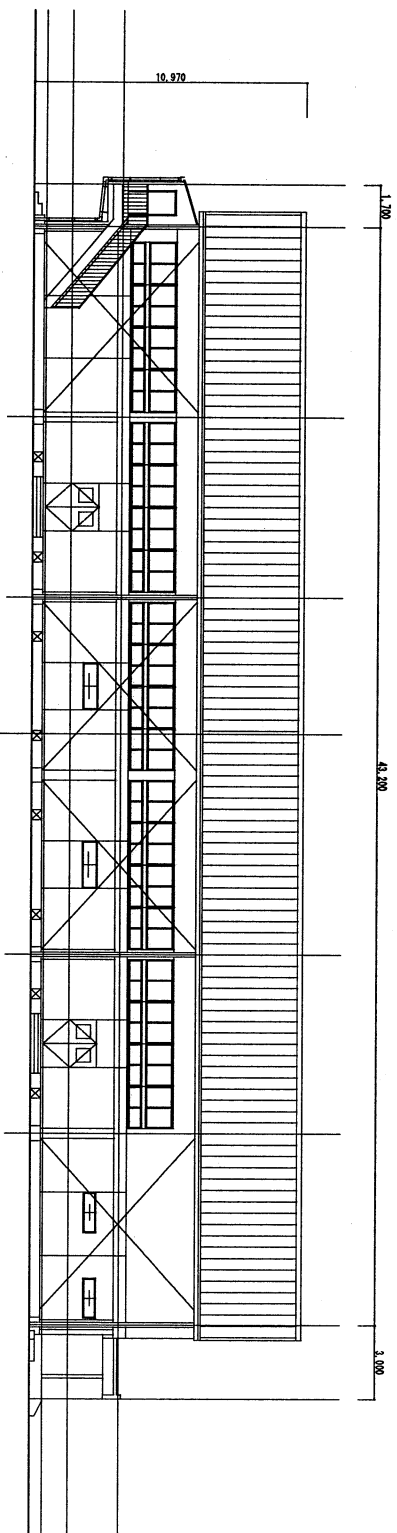
件名	北熊本(R7)仮設足場リース	縮尺	図示
図名	仕様書・案内図・配置図	図番	2/4
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊管理科営繕班		令和7年9月28日	



5,400		32,400		5,400	
3,300	2,100			2,900	1,500
2,400	3,000				

667号建物 平面図

件名	北熊本(R7)仮設足場リース	縮尺	1/200
図名	平面図	図番	3/4
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊管理科管理班		令和7年3月28日	



件名	北熊本(R7)仮設足場リース	縮尺	1/200
図名	立面図	図番	4/4
陸上自衛隊北熊本駐屯地 業務隊管理倉庫建		令和7年3月28日	